

あきた

目 次

規 則

- 秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(第55号) 1

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定について(第255号) 1
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の
廃止について(第256号) 2
○道路の区域決定および供用開始について(第257号) 2
○住民票の職権消除について(第258号) 2
○秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について(第259号)
..... 2
○放置自転車等の撤去および保管について(第260号) 3
○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について
(第261号) 3
○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について
(第262号) 3
○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の取消し
について(第263号) 3
○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について
(第264号) 4
○国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第265号) ... 4
○平成26年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について(第
266号) 4
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について(第267
号) 4
○生活保護法による介護機関の指定および廃止について(第268
号) 4
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第269号) ... 5
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第270号) ... 5
○秋田市議会定例会の招集について(第271号) 5
○住民票の職権消除について(第272号) 5
○国民健康保険税督促状の公示送達について(第273号) 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について(第14号) 6

選 管 告 示

- 平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙にお
けるポスター掲示場の設置場所について(第28号) 6
○平成26年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所
および生年月日を記載した書面の縦覧について(第29号) ... 6

- 平成26年12月1日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する
者を選挙人名簿に登録し、その登録した者の氏名、住所および
生年月日を記載した書面の縦覧について(第30号) 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について(第13号) 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了について 6
○開発行為に関する工事の完了について 6
○地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について
..... 6
○農用地利用集積計画の策定について 7
○予防接種法による定期予防接種について 7

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について 9
○受益者負担金の賦課対象区域について 9

規 則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第55号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則(昭和62年秋田市規則
第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の5中「第6条の2第2項」を「第6条の2の
2第2項」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」
に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第255号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定に基
づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法
第85条の規定により告示する。

平成26年11月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービ ス の 種 類
キングタ クシー株 式会社	キングタク シー株式会 社居宅介護 支援事業所	秋田市八橋 新川向16番 23号	平成26年 11月1日	居宅介護 支援

秋田市告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年11月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃 止 の 年 月 日	サービ ス の 種 類
地域福祉 推進企業 組合	ほほえみ介 護ネットワ ーク訪問介護 センター	秋田市雄和 田草川字太 田40番地1	平成26年 10月31日	訪問介護
地域福祉 推進企業 組合	ほほえみ介 護ネットワ ーク訪問介護 センター	秋田市雄和 田草川字太 田40番地1	平成26年 10月31日	介護予防 訪問介護

秋田市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月4日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

路線 番号	路線名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
60848	新屋北浜 町14号線	秋田市新屋南浜 町184番57地先	448.7	6.00
		秋田市新屋北浜 町322番18地先		

2 区域決定および供用開始の期日 平成26年11月4日

3 縦覧期間 平成26年11月4日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第258号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月6日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市外旭川字梶ノ目355番地	金子剛三
秋田市將軍野南五丁目2番32号	三浦昌美
秋田市飯島松根西町9番7号 三浦アパート	保坂清
秋田市將軍野南一丁目7番8号 セジュール将南102号	藤谷雅
秋田市飯島鼠田一丁目16番30号	石沢淳也
秋田市飯島字長山下72番地163 フォレスト203	香取忠二
秋田市外旭川八柳二丁目2番7号 コダマアパート1号	岩崎利隆
秋田市飯島新町三丁目8番17号	牧村真美子
秋田市土崎港中央三丁目2番33号	近藤義信
秋田市土崎港北七丁目7番18号 メゾントドミール211	萩野光郎

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第259号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年11月6日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

東京都千代田区二番町8番地8

セブンイレブン秋田卸町3丁目店

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
マックスバリュ泉店
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 内 田 和 明

秋田県秋田市土崎港東四丁目8番2号
ローソン秋田飯島薬師田店
小 玉 あや子

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
ダイユーエイト秋田寺内店
株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅 倉 俊 一

秋田県秋田市南通みその町3番49号
ローソン秋田御所野堤台一丁目店
関 潔

秋田県秋田市御野場新町三丁目13番1号
ローソン秋田駅西店
株式会社K&Kメルシ
代表取締役 湊 一 利

東京都府中市若松町一丁目38番地の1
サンドラッグ土崎自衛隊通店
株式会社サンドラッグ
代表取締役 赤 尾 主 哉

秋田市告示第260号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成26年10月5日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年11月24日から平成27年5月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年11月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第186号	すずらん薬局厚生医療センター前店	秋田市飯島西袋一丁目1番4号	平成26年11月1日

秋田市告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年11月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第185号	ファーマックスあきた薬局	秋田市飯島西袋一丁目1番5号	平成26年11月1日

秋田市告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年11月13日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関 の名称	開設者の名称 および氏名	指定取消 年月日
第170号	生々堂薬局	合同会社 Plecotton 代表社員 宝槻 智	平成26年 11月1日

秋田市告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年11月13日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第187号	生々堂薬局	秋田市中通四丁 目1番51号	平成26年 11月1日

秋田市告示第265号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度および平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第266号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成26年度秋田市文化章受章者の氏名および事績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

駒 場 ハツエ

長年にわたり美容文化の振興と後進の指導育成に努めるとともに優れた舞台芸術を創作し美容の芸術性を高めるなど本市文化の発展に貢献した。

あゆかわ のぼる（本名 大 友 惣四郎）

長年にわたり優れた文芸作品を数多く発表するとともに秋田の方言や文化の魅力を広く伝えるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第

55条の3の規定により告示する。

平成26年11月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
あかね健康堂薬局	秋田市南通みその町1番4号	平成26年 10月1日
池田薬局ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成26年 9月1日
ファーマックスあきた薬局	秋田市飯島西袋一丁目1番5号	平成26年 11月1日
すずらん薬局厚生医療センター前店	秋田市飯島西袋一丁目1番4号	平成26年 11月1日
ながめま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	平成26年 10月1日
なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	平成26年 9月1日
おみ歯科クリニック	秋田市八橋田五郎一丁目2番7号	平成26年 8月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ほのぼの薬局	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成26年 8月31日
ながめま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	平成26年 9月30日
おみ歯科クリニック	秋田市八橋田五郎一丁目2番7号	平成26年 7月31日
有限会社スタ薬局	秋田市保戸野通町1番14号	平成26年 10月31日
なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	平成26年 8月31日

秋田市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成26年11月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
キングタクシー株式会社居宅介護支援事業所	秋田市八橋新川向16番23号	平成26年 11月1日

デイサービスだまこ亭	秋田市土崎港南一丁目9番28号	平成26年9月1日
ケア工房	秋田市仁井田新田一丁目11番63号	平成26年8月1日
ファーマックスあきた薬局	秋田市飯島西袋一丁目1番5号	平成26年11月1日
すずらん薬局厚生医療センター前店	秋田市飯島西袋一丁目1番4号	平成26年11月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ほほえみ介護ネットワーク訪問介護センター	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成26年10月31日
ほのほの薬局	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成26年8月31日

秋田市告示第269号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年11月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市土崎港北二丁目17番77号
名称 株式会社サンデー土崎港北店
氏名 店長 磯 島 司
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市土崎港北二丁目17番77号
- 3 売りさばき所の名称
株式会社サンデー土崎港北店

秋田市告示第270号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年11月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市飯島飯田一丁目2番48号
氏名 齋 藤 尚 徳
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山11番地52
- 3 売りさばき所の名称
セブン-イレブン秋田浜ナシ山店

秋田市告示第271号

平成26年11月26日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成26年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第272号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令

（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月19日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市土崎港中央六丁目13番23号	進 藤 一 秋

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第273号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 - (1) 平成26年度第1期国民健康保険税督促状
 - (2) 平成26年度第2期国民健康保険税督促状
 - (3) 平成26年度第3期国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成26年11月19日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年11月13日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 英 憲

付議案件

平成27年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第28号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成26年11月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇
(次のよう略)

秋市選管告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき、平成26年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年11月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成26年12月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、平成26年12月1日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録し、同法第23条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成26年11月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成26年12月1日
午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成26年11月17日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年11月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（8件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成26年度第7号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）
- 5 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件

公 告

秋田市政告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年9月1日付け秋田市指令第4256号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市横森二丁目7番29号
齊藤 賢太郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島字前田表175番1

秋田市政告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年9月18日付け秋田市指令第4430号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年11月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市外旭川八柳三丁目6番41号
株式会社プリング
代表取締役 天野 新兵衛
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田本町三丁目54番1、54番2および55番

秋田市政告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成26年11月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市雄和平尾鳥字柳沢および中谷地の各一部

- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿
- 3 閲覧期間 平成26年11月26日から同年12月15日までの20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 河辺市民サービスセンター 二階小会議室
- 6 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は平成25年10月測量、簿冊は平成26年10月8日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項ならびに第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 定期予防接種（インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌および水痘を除く。）を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

医師の氏名	主たる場所	予防接種の種類
木村 滋	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1 秋田赤十字病院	四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん、風しん、麻しん風しん混合、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌

追加年月日 平成26年10月1日

- 2 定期予防接種のうち、インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌および水痘の予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類 別紙のとおり
追加年月日 平成26年10月1日

別表

医療機関	医師名	郵便番号	接種を行う場所	高齢者 インフルエンザ	高齢者 肺炎球菌	水痘
医療法人 吉成医院	吉成 仁	010-0146	秋田市下新城中野字琵琶沼211-18		○	
内科・胃腸科高橋医院	高橋 賛	010-1427	秋田市仁井田新田一丁目15-35		○	
向島医院	向島 偕	011-0946	秋田市土崎港中央三丁目5-10		○	
	水口 直樹	011-0946	秋田市土崎港中央三丁目5-10		○	
	小林 美樹	011-0946	秋田市土崎港中央三丁目5-10		○	
健生クリニック	阿部 二郎	011-0946	秋田市土崎港中央一丁目21-36	○	○	
	阿部 弥生	011-0946	秋田市土崎港中央一丁目21-36	○	○	
	村田 純治	011-0946	秋田市土崎港中央一丁目21-36	○	○	
松岡内科クリニック	松岡 一志	010-0001	秋田市中通一丁目3-46	○	○	
飯川病院	福田 二代	010-0001	秋田市中通六丁目1-21	○	○	
	飯野 健二	010-0001	秋田市中通六丁目1-21	○	○	
	小坂 俊光	010-0001	秋田市中通六丁目1-21	○	○	
	福田 光之	010-0001	秋田市中通六丁目1-21	○	○	
介護老人保健施設 悠久荘	神部 憲一	010-0825	秋田市柳田字鳥越68	○	○	
秋田南クリニック	西本 正	010-1407	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-115		○	
介護老人保健施設 なぎさ	岩谷 一夫	011-0946	秋田市土崎港中央四丁目4-23	○	○	
	高橋 薫	011-0946	秋田市土崎港中央四丁目4-23	○	○	
あきたすてらクリニック	長谷川時生	010-0851	秋田市手形字西谷地1-2		○	
越後谷クリニック	越後谷 武	010-0002	秋田市東通仲町1-25		○	
秋田赤十字病院	木村 滋	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
	土佐 慎也	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
	古屋 智規	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
	畠山 卓	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
	齋藤 宏文	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
	後藤 尚	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	

石黒 英明	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
大内 東香	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
柴野 健	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
原 賢寿	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
黒川 博一	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
守田 亮	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
飯塚 政弘	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
石井 透	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
八木澤 仁	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
高木 亮	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
松下 弘雄	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
山野 泰穂	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
岩谷 真人	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
照井 元	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
武藤 理	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
橋本 誠	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
大内慎一郎	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
小棚木 均	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
吉川 雅輝	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
澤田 俊哉	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
稲葉 亨	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
鎌田 収一	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
河合 秀樹	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
石河 紀之	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
田澤 浩	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
谷 貴行	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
湯本 聡	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
鈴木 哲哉	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
飯田 直成	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
渡邊 理子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
西巻 啓一	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
八木 英一	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
下田 直威	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
堀川 洋平	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
真田 広行	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
細谷 直子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
太田 博孝	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
平野 秀人	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
大山 則昭	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
佐藤 宏和	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
木村 洋元	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
宮内 孝治	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
磯崎 健一	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
丸屋 淳	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
鈴木 裕子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
中畑 潤一	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
藤田 康雄	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
小松田智也	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
伊多波未来	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
相良 志穂	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
大嶋 厚志	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
石田 秀明	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		○	
小澤 政豊	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
工藤 宏仁	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	

	籠島 可奈	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	小山 昌平	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	野口 晋佐	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	小高 英達	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	吉川 晴夫	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	長谷川幸保	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	吉川健二郎	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	田中 義人	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	原田 英嗣	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	齋藤さとみ	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	中岡 宙子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	衛藤 武	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	檜森 亮吾	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	吉田 優子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	青木 勇	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	山崎 大輔	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	吉樂 拓哉	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	小棚木 圭	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	佐藤 公彦	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	太田 英樹	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	藤嶋 悟志	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	木村 竜太	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	渡邊 潤	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	小原 崇	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	嘉島 相輝	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	武藤 弓奈	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	今野めぐみ	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	藤嶋 明子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	春野 功	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	福井奈緒子	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	菅沼 紘平	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
	榎本 克彦	010-1495	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	
秋田往診クリニック	小松田智也	010-0041	秋田市広面字川崎125-1	○	○	○
清和病院	齋藤真樹子	010-0825	秋田市柳田字石神59	○	○	
	倉田 穰	010-0825	秋田市柳田字石神59	○	○	

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年11月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

賦課対象区域

秋田市太平目長崎字谷地（別添図面（省略）に表示された施工箇所）に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年11月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市太平中関字川原、太平目長崎字堀切野および太平目長崎字舞鶴館（別添図面（省略）に表示された施工箇所）に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

